

## 行政処分の公表について

弊社の時津営業所は、令和 2 年 11 月 26 日に長崎運輸支局より一般監査が行われ、以下の処分を受けました。

当該処分を厳粛に受け止め、再発防止に努めてまいります。

### 記

1. 行政処分を受ける営業所
  - ・時津営業所 （所在地）西彼杵郡時津町日並郷字岩山 1085 番 110
2. 行政処分の内容
  - ・輸送施設（事業用自動車）の使用停止 20 日車
  - ・文書警告
3. 違反事実及び適用条項
  - ・乗務時間等告示の遵守違反 運輸規則第 21 条第 1 項
  - ・乗務員台帳の記載事項義務違反 運輸規則第 37 条第 1 項
4. 行政処分を受けた日
  - ・令和 3 年 3 月 17 日
5. 当該処分に基づき講じた改善策
  - ・運転者の労務管理の徹底及び乗務時間等告示の遵守
  - ・乗務員台帳の記載事項の再点検及び定期的な確認

以上